

# 令和6年度（2024年度）認定調査員等研修事業委託業務処理要領

## 1 目的

この要領は、北海道（以下「委託者」という。）が委託する令和6年度（2024年度）認定調査員等研修委託業務を円滑かつ効果的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 委託業務の目的及び概要

認定調査に従事する者が、要介護認定及び要支援認定における公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識、技能を習得・向上させることを目的とした研修を実施するとともに、介護認定審査会委員が、要介護認定及び要支援認定における公平・公正かつ適切な審査判定を実施するために必要な知識、技能を修得及び向上させることを目的とした研修を実施する。

## 3 認定調査員研修の開催

### (1) 研修内容

ア 対象者 新規に認定調査に従事する者及び認定調査に従事することが予定されるもの並びに認定調査に従事している者とする。

#### イ 開催回数

##### (ア) 新規研修

年2回以上とし、受講可能期間を1回につき1か月程度設けること。

##### (イ) 現任研修

年1回以上とし、受講可能期間を1回につき1か月程度設けること。

ウ 開催期日 新規研修の年2回以上実施するうちの1回は、第1四半期に開始するものとする。

新任研修のその他の回及び現任研修は、委託者及び受託者が協議して決定する。

エ 研修時間 新規研修は4時間以上、現任研修は2時間以上とする。

オ 実施方法 原則、Webを活用した研修とする。なお、やむを得ず、Web研修を行えない場合は委託者と受託者が協議し、必要に応じて集合研修を実施する。

### (2) 主なカリキュラム

国が定めた標準テキストに基づき、認定調査員として必要な、要介護認定等の基本的な考え方、認定調査の実施方法、事例検討等とする。

#### ア 新規研修

##### ① 要介護認定等に関する基本的な考え方について

要介護認定等手続の一連の流れ、要介護認定等基準の基本的な考え方、要介護認定等基準時間の設定方法、一次判定の基本的な考え方、二次判定の方法とその基本的考え方等

##### ② 認定調査の実施方法について

認定調査に関する総括的な留意事項及び調査方法、個別項目に関する定義、調査上の留意点及び選択肢の判断基準、認定調査票の記入方法等

##### ③ 事例検討

- ・調査結果を記載する際に判断に迷った場合の記載の仕方
- ・特記事項の適切・不適切な記載の仕方
- ・同一の高齢者について複数の認定調査員が実施した調査結果の比較

## イ 現任研修

- ① 認定調査の留意事項について
- ② 事例検討
  - ・調査結果を記載する際に判断に迷った場合の記載の仕方
  - ・特記事項の適切・不適切な記載の仕方
  - ・同一の高齢者について複数の認定調査員が実施した調査結果の比較
- (3) 新規研修と現任研修の共通部分について、同時に実施することは差し支えない。
- (4) テキストは、国が定めた標準テキストを使用し、必要に応じて受託者または科目ごとに担当講師が作成する。
- (5) 研修の受講時間を管理する、若しくは、研修修了時にテストを実施する等、受講者が確実に研修を受講したことを確認すること。
- (6) 受講料（テキスト代含む）は徴収しないこと。
- (7) 開催案内・申込
  - 研修実施要領（開催案内）等は、受託者が作成し、委託者から各（総合）振興局を通じ市町村等へ周知依頼を行うものとする。なお、受講申込先は受託者とする。
- (8) 修了証明書の交付
  - 新規研修を修了した者には、次のとおり研修修了証明書の発行を行うものとする。
  - ア 受託者から、研修の過程が修了した者の名簿を委託者に提出し、委託者は認定調査員研修実施要綱に基づき作成する。
  - イ 作成した修了証明書は、受託者から研修修了者へ送付する。
- (9) 業務の進捗状況の報告等
  - 事業終了後、委託者に実施結果を報告する。

## 4 介護認定審査会委員研修の開催

- (1) 研修内容
  - ア 対象者 介護認定審査会委員に就任した者及び就任予定の者とする。並びに現に介護認定審査会委員である者とする。
  - イ 開催回数
    - (ア) 新規研修
      - 年1回以上とし、受講可能期間を1回につき1か月程度設けること。
    - (イ) 現任研修
      - 年1回以上とし、受講可能期間を1回につき1か月程度設けること。
  - ウ 開催期日 新規研修は、第1四半期に開始するものとする。
    - 現任研修は、委託者及び受託者が協議して決定する。
  - エ 研修時間 新規研修は3時間以上、現任研修は2時間以上とする。
  - オ 実施方法 原則、Webを活用した研修とする。なお、やむを得ず、Web研修を行えない場合は委託者と受託者が協議し、必要に応じて集合研修を実施する。
- (2) 主なカリキュラム
  - 介護認定審査会委員として必要な、要介護認定等基準の考え方、認定審査委員会の手順、事例検

討等とする。

#### ア 新規研修

- ① 要介護認定関係制度論及び介護認定審査会委員の基本姿勢について  
介護認定審査会委員の基本姿勢、要介護認定関係制度論等
- ② 要介護認定等基準の考え方  
要介護認定等手続きの一連の流れ、要介護認定等基準の概念、要介護認定等基準の設定方法、一次判定及び二次判定の役割等
- ③ 介護認定審査会の手順  
介護認定審査会に関する全体的な留意事項、個別の審査及び判定方法等
- ④ 事例検討  
審査判定における留意事項等の周知を図るために、介護認定審査会における個別の審査判定において、特に判定が困難であった事例及び審査判定の際に参考となる事例について実施する。
- ⑤ 効率的な運営の検討  
介護認定審査会の効率的な運営に資する方策
- ⑥ 道内情勢の分析  
認定支援ネットワーク等を通じて得られる道内等の要介護認定等の実施状況について、特定の地域において偏った認定結果となっていないか等の分析を行う。
- ⑦ 平準化に資する方策の検討  
④による事例や⑥による分析を踏まえ、地域ごとの要介護認定の平準化に資する方策の検討を行う。
- ⑧ その他  
上記の他、必要な事項、留意すべき事項等について実施する。

#### イ 現任研修

- ① 審査判定の留意事項について
- ② 事例検討  
審査判定における留意事項等の周知を図るために、介護認定審査会における個別の審査判定において、特に判定が困難であった事例及び審査判定の際に参考となる事例について検討する。
- (3) 新規研修と現任研修の共通部分について、同時に実施することは差し支えない。
- (4) テキストは、国が定めた標準テキストを使用し、必要に応じて受託者または科目ごとに担当講師が作成する。
- (5) 研修の受講時間を管理する、若しくは、研修修了時にテストを実施する等、受講者が確実に研修を受講したことを確認すること。
- (6) 受講料（テキスト代含む）は徴収しないこと。
- (7) 開催案内・申込  
研修実施要領（開催案内）等は、受託者が作成し、委託者から各（総合）振興局を通じ市町村等へ周知依頼を行うものとする。なお、受講申込先は受託者とする。
- (8) 業務の進捗状況の報告等  
事業終了後、委託者に実施結果を報告する。

#### 5 実施期間

契約の日から令和7年(2025年)3月31日まで

## 6 業務処理計画書について

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに、任意様式により業務処理計画書を委託者に提出するものとする。
- (2) 受託者は、業務処理計画書を変更しようとする場合は、あらかじめ変更後の業務処理計画書を委託者に提出し、その承認を得るものとする。

## 7 実施状況等の報告について

- (1) 受託者は、認定調査員研修実施要綱9の(1)に定める様式または介護認定審査会委員研修実施要綱9の(1)に定める様式を、各研修終了の都度作成し、委託者へ提出するものとする。
- (2) 受託者は、委託業務を完了したときは、速やかに各研修実施要綱に定める実績報告書を作成し、令和7年(2025年)3月21日までに成果品(研修修了者名簿、研修テキスト・研修動画等の研修資料)を委託者に提出するものとする。

## 8 その他

その他事業の実施に当たって必要な事項は、委託者と受託者が協議の上決定する。